

日高市随意契約ガイドライン



令和4年2月

日高市総合政策部管財課

随意契約ガイドライン 目次

1 はじめに	1
2 ガイドラインの対象	1
3 随意契約とは	2
4 留意すべき事項	3
5 随意契約ができる場合	5
(1) 少額の契約	5
(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	6
(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	9
(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	11
(5) 緊急の必要によるもの	12
(6) 競争入札に付することが不利なもの	14
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	16
(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	17
(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	18
6 随意契約の事前審査について	19
7 随意契約の報告について	19
8 契約内容の公表について	19

(制定：令和4年2月14日)

1 はじめに

地方公共団体が締結する契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、通常、これらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その手続については極めて厳格な公共性が要求されるものとなっている。

このことから、契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が挙げられ、これらを兼ね備えた契約が適正な契約であり、そのための契約方法の原則は競争入札であり、随意契約はあくまでも契約方法の例外である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であり、しかも契約の相手方を任意に選定できるという長所がある一方、契約が特定の業者に偏ることや、契約金額が業務の内容に比べて割高になるなどの弊害を生みやすいという短所がある。

そのため、随意契約によるかどうかは地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、日高市契約規則（昭和39年規則第2号。以下「契約規則」という。）及び本ガイドラインに基づき、安易に随意契約とするのではなく慎重に事務を進めなくてはならない。

そこで、競争入札を原則とする契約において、随意契約の妥当性を客観的に判断し、適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とする。

なお、地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくてすみ、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。

(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」から抜粋)

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すること。

随意契約には、1者のみから見積書を徴する「**特命随意契約（1者随契）**」と複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、**地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断**をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争により、より有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低価格の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市がこれを承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

ただし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

☞ 注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外である。

すなわち一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反し、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約といった例外方式の採用を認めたものである。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。「有利な価格によって契約を締結すべき」ということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行うおうとするときは、次の点に留意することが必要である。

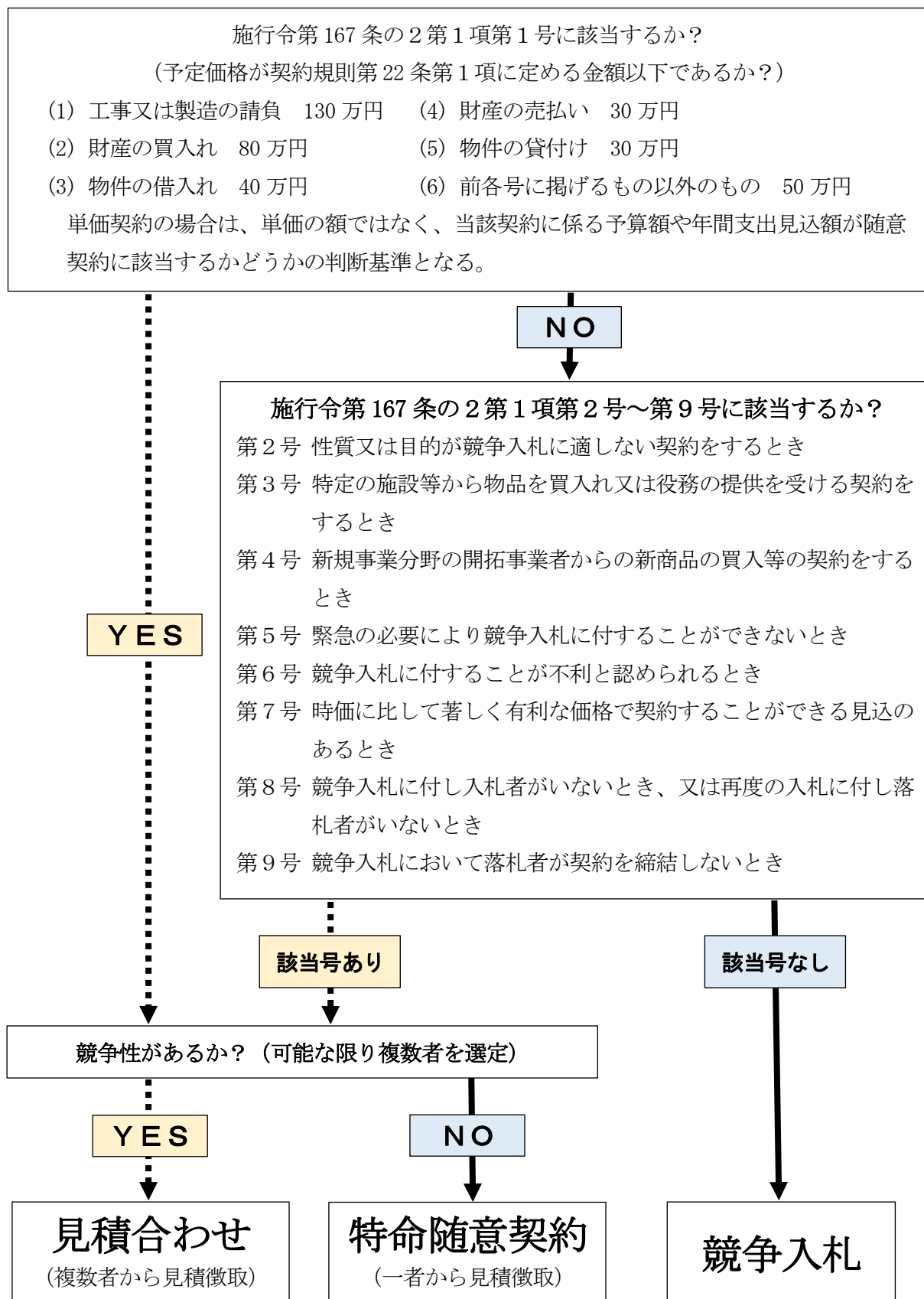
- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことがあってはならない。
- ④ 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることになる。

なお、見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、日高市建設工事等の競争入札参加資格等に関する規則（平成7年規則第16号）第2条第1項の日高市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者の中から行わなければならない。

～ 競争入札を原則とする契約方式の例外に該当するかを必ずチェック！ ～

- ☐ 今までの前例で判断をしていないか
 - ・ 随意契約とした合理的理由があるか
 - ・ 理由は、公表の対象となる
- ☐ 法令で随意契約が可能となっているか
 - ・ 法令の改正等を行なわれていないか
 - ・ 長期継続契約による競争入札とできないか
(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年4月1日施行）)
- ☐ 工夫しても競争入札ができないか
 - ・ 仕様書の内容に問題はないか
- ☐ 競争入札をするよりも、不利にならないか
 - ・ 価格面や工期等で問題はないか
- ☐ 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか
 - ・ 既に、同種の業務で一般化されていないか
 - ・ 有資格者は変更されていないか
- ☐ 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか

契約方法選択のフローチャート



5 随意契約ができる場合

(1) 少額の契約（施行令第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、契約事務の簡素化及び効率化の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。しかしながら、本号に該当させるため、一括発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

契約規則では、次のように定めている。

【契約規則第22条】

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

【特記事項】

- ① 金額が施行令第167条の2第1項第1号の範囲内で、他の号（2～9号）と適用理由が重なった場合には、1号が優先適用となる。
- ② 建物等の修繕については、一般的に工事に該当する。
- ③ 印刷製本の請負契約は、製造に該当する。
- ④ 買取りの場合は、財産の買入れに該当する。
- ⑤ 「財産の買入れ」には、備品購入等が該当するが、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産も含む。
- ⑥ 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり、契約規則第22条第1項第6号に該当する。
- ⑦ 複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

要点

○当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能である場合。

- 契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において事実上1者に限定されること。
- 「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定しないこと。

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合
公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む。
- ② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

【工事等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
 - ・郵便はがき及び切手、収入印紙、新聞、官報等
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
 - ・試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - ・不動産の買入れ等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
 - ・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
 - ・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
 - ・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
 - ・埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
- ⑬ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

【特記事項】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されているが、後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

☞ 注意

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用に当たっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、審査委員会の設置や公募型によることが望ましい。

調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要な全てのデータを市に提出する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう努めること。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をする
とき
(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作された物品を当該福祉施設関連施設等から買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。工事契約は該当しない。

〔区分〕

- ・ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務
- ・ シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務
- ・ 母子・父子福祉団体から提供できる役務

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには、「日高市特定随意契約の公表に関する要綱」に基づく公表等が必要となる。

なお、物品を買入れ、又は役務の提供を受けるに当たり、3号を適用して随意契約を締結するには、地方自治法施行規則第12条の2の3の規定により地方公共団体の長による認定を受けていることが要件となる。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき (施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

地方自治法施行規則第 12 条の 3 により認定を受けた事業者は、生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同種の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、他に類がなく、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益を享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約である。工事契約は該当しない。

[区分]

- ・市の認定を受けた者が新商品として生産する物品

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには「日高市特定随意契約の公表に関する要綱」に基づく公表が必要となる。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合である。

要点

○災害時等の緊急の必要があつて、競争入札による手続をとることが、目的・時期を失し、市にとって不利益を被る場合

- 緊急の対応を行わなければ、市民生活等への重大な支障をおよぼす恐れがある場合。
- 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって、直ちに本号を適用できるものではない。
- 可能な場合には、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

【工事等】

- ① 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付す時間的余裕がない場合
ア 道路陥没、地すべり、堤防崩壊等の災害に伴う応急工事
イ 水道・下水道管の漏水、電気・機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両を借入れる場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合
- ③ 電気・機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
- ④ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買い入れる場合
- ⑤ O A システム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑥ 天変地異その他災害等により緊急に調達が必要がある場合

- ⑦ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合
- ⑧ 堤防、橋りょう、遊具等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合
- ⑨ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑩ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- ⑪ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いことから緊急に必要とするものを調達する場合

☞ 注意

設備機器に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

要点

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たした場合。
- 早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合。
- 契約の履行に当たり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合。

【工事等】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本體工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、技術的に一貫した施工が必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本體工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

☞ 注意

工事等の設計変更に伴う適正な措置について、当初工事と追加工事の関連性（施工場所、施工目的、工種、変更額の割合等）を勘案し、追加工事を安易に随意契約にすることのないように慎重に判断する必要がある。

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること。
イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合
- ③ 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）
- ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
- ⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- ⑥ 複合施設の共有部分の清掃業務等の受注者（第三者発注）に専用部分の業務も委託する場合

【特記事項】

競争見積を実施する際によく使われる適用号数である。

☞ 注意

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、**同項第2号は、その者しか履行できない場合**であるのに対し、**同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合**である。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

要点

- 一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ時価を基準とした予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できる場合。
- 「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから本号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること。また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をすること。

【工事等】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- ① ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

☞ 注意

「著しく有利な価格」とは、どの程度の価格をいうかは個々具体の事案によって異なるが、少なくとも 2 割以上を目安とする。

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取は必要である。
- ② 「契約保証金」及び「履行期限」を除くほか、予定価格その他の条件の変更は認められていない。(施行令第 167 条の 2 第 2 項)

☞ 注意

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」とは、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」とは、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

（「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和3年12月20日付け国会公契第37号、国官技第206号、国営管第508号、国営計第146号、国北予第45号）から抜粋）

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

① 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。

② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。

③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき (施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができる」とされている。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取は必要である。
- ② 「履行期限」を除くほか、予定価格その他の条件の変更は認められていない。（施行令第167条の2第2項）
- ③ 当初落札者が入札した落札金額の範囲内で契約すること。（同上）

6 随意契約の事前審査について

契約予定金額が 500 万円以上の 1 者のみから見積書を徴する「**特命随意契約（1 者随契）**」を締結しようとする場合は、日高市建設工等資格・指名委員会で事前審査を受ける。ただし、次の各号に掲げる契約を除く。（契約事務要綱第 24 条）

- (1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約
- (2) 災害時において緊急の必要がある随意契約

7 随意契約の報告について

契約規則第 22 条各号に規定する額を超える随意契約を締結した場合は、その旨を記載した報告書を管財課長に提出する。（同規則第 25 条）

8 契約内容の公表について

業務を所管する課所等において、随意契約の結果をできる限り公表すること。なお、次に該当する契約についてはホームページ等により公表する。

(1) 公表の対象

（特定随意契約）

- 物品の購入及び賃貸借並びに役務の提供に係る契約において、契約規則第 22 条で定める額を超え、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による随意契約の方法により契約を締結した場合

(2) 公表の内容と時期

○ 契約締結前の公表

特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う前までに、次に掲げる事項を特定随意契約案件表（様式第 4 号）を作成し、適切な方法により公衆の閲覧（窓口での閲覧・ホームページ等による）に供するものとする。

- ① 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- ② 契約締結予定日及び履行期間
- ③ 契約相手方の決定方法又は選定基準
- ④ 契約に関する事務を担当する所管課名

○ 契約締結状況の公表

特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表（様式第 5 号）を作成し、適切な方法により公衆の閲覧（窓口での閲覧・ホームページ等）に供するものとする。

- ① 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- ② 契約締結日及び履行期間

- ③ 契約相手方
- ④ 契約金額
- ⑤ 契約相手方の決定理由
- ⑥ 契約に関する事務を担当する所管課名

(3) 公表期間

- 当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行う。